

2021年4月1日

お客さま各位

館林信用金庫

投資信託および公共債に係る各種約款の改訂に関するお知らせ

平素より、館林信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
今般、投資信託および公共債に係る各種約款を、下記のとおり改訂しますので、お知らせいたします。

記

1. 改訂となる約款

- ・「館林信用金庫投信取引約款」
- ・「特定口座約款」
- ・「非課税口座約款」

※ 改訂後の約款は、[こちら](#)からご確認ください。

2. 改訂日

2021年4月1日

3. 主な改訂内容

- ・「館林信用金庫投信取引約款」
「民法の一部を改正する法律」の成立等に伴い、「混合寄託」に係る規定が新設されたことから、投資信託受益証券の保護預り取引等における「混蔵」の語を「混合」の語に改めました。
- ・「特定口座約款」
年間を通じて譲渡および配当等の受入れが発生していない特定口座については、当該口座の開設顧客に対する特定口座年間取引報告書作成が省略されることについて追記しました。
- ・「非課税口座約款」
2020年度税制改正に伴い、2021年4月以降、非課税口座の開設手続きは、非課税適用確認書の交付申請手続きが廃止され、簡易開設手続きに一本化されることについて改訂しました。

※ 各種約款の主な改訂箇所は、下記の新旧対照表をご確認下さい。

以上

「館林信用金庫投信取引約款」新旧対照表

2021年4月1日改訂

(下線部分が改訂箇所)

旧	新
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (保護預り証券の保管方法および保管場所) (略)</p> <p>① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく <u>混蔵</u>して保管(以下「<u>混蔵</u>保管」といいます。)できるものとします。(以下略)</p> <p>② 上記①による <u>混蔵</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>③ (略)</p> <p>8. (<u>混蔵</u>保管に関する同意事項) 上記7.の規定により <u>混蔵</u>保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (略)</p> <p>9. ～15. (略)</p> <p>16. (解約等) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② 保護預り証券のうち <u>現状</u>による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p> <p>17. ～20. (略)</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引</p> <p>21. ～24. (略)</p> <p>25. (投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と <u>混蔵</u>して保管いたします。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までの規定により <u>混蔵</u>して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (略)</p> <p>26. ～30. (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>6. (同左)</p> <p>7. (保護預り証券の保管方法および保管場所) (同左)</p> <p>① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく <u>混合</u>して保管(以下「<u>混合</u>保管」といいます。)できるものとします。(同左)</p> <p>② 上記①による <u>混合</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>③ (同左)</p> <p>8. (<u>混合</u>保管に関する同意事項) 上記7.の規定により <u>混合</u>保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>9. ～15. (同左)</p> <p>16. (解約等) (1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 保護預り証券のうち <u>原状</u>による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p> <p>17. ～20. (同左)</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引</p> <p>21. ～24. (同左)</p> <p>25. (投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と <u>混合</u>して保管いたします。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までの規定により <u>混合</u>して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>26. ～30. (同左)</p> <p>第4章～第6章 (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

「特定口座約款」新旧対照表

2021年4月1日改訂

(下線部分が改訂箇所)

旧	新
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式等保管委託契約）について</p> <p>2. ～11. (略)</p> <p>12. 年間取引報告書の送付</p> <p>(1) 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出します。<u>(追加)</u></p> <p>(2) <u>(追加)</u> (1)にかかわらず、<u>18. に基づき本契約が終了した場合には、当金庫は、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者および税務署に交付します。</u></p> <p>第3章 ～ 第4章 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式等保管委託契約）について</p> <p>2. ～11. (略)</p> <p>12. 年間取引報告書の送付</p> <p>(1) 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出します。<u>なお、下記18. に基づき本契約が終了した場合には、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに交付および提出を行います。</u></p> <p>(2) <u>上記</u> (1)にかかわらず、<u>その年中に上場株式等の譲渡および配当等の受入れが行われなかった場合には、特定口座年間取引報告書の申込者への交付は省略できるものとなります。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。</u></p> <p>第3章 ～ 第4章 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

「非課税口座約款」新旧対照表

2021年4月1日改訂

(下線部分が改訂箇所)

旧	新
<p>1. (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第<u>6</u>項および第<u>24</u>項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(既に当金庫に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限り。)、<u>「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)または「非課税口座簡易開設届出書」</u>をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第<u>21</u>項において準用する租税特別措置法<u>(追加)</u>第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第<u>24</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 2017年10月1日時点で当金庫に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を行っている申込者のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかった申込者につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。</u></p> <p><u>(8) 申込者が当金庫に対して(1)の規定により、「非課税口座簡易開設届出書」をご提出され、非課税口座を開設いただいた場合、事後的に当金庫より所轄税務署長へ非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等の提供を行います。その結果、所轄税務署長から当金庫に対して、「非課税口座簡易開設届出書を受理することができないものおよび提出をすることができないものに該当する旨」等の連絡があった場合には、当該非課税口座の開設はなかったものとして、以下の各号の規定により取り扱います。</u></p> <p>① <u>なかったものとされた非課税口座内で行われた取引がある場合には、(追加)一般口座での取引として取り扱います。(追加)</u></p> <p>3. ～14. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第<u>10</u>項および第<u>19</u>項に基づき「<u>(削除) 非課税口座開設届出書</u>」(<u>既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」</u>)をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第<u>24</u>項において準用する租税特別措置法<u>施行規則</u>第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第<u>32</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(7) 申込者が当金庫に対して (削除) 「非課税口座 (削除) 開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。</u></p> <p>① <u>(削除) 非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u></p> <p>3. ～14. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>